

万年筆インク鑑定と鑑定人尋問を実施させ、 再審開始決定を勝ち取るための決議 (案)

狭山事件発生から 60 年、寺尾差別判決から 49 年、狭山第三次再審の闘いは最大の山場を迎えている。

2022 年 8 月 29 日、弁護団は事実取調請求書を裁判所に提出した。検察官は、弁護団が求めた 11 人の専門家の鑑定人尋問もインク鑑定の実施も、すべて必要ないと主張している。弁護団は、検察官が提出した意見書にたいする反論と事実調べの必要性を明らかにした意見書を順次提出している最中である。検察官は、弁護団の意見書が提出された段階で不誠実にも再反論を検討するとしており、東京高裁は、それらを受けて事実調べについて判断することになる。検察が反論書を提出した場合、年内いっぱい退官が予定されている大野裁判長の時代にはなんら判断されないということになる。

11 月初旬に第 57 回三者協議が予定されており検察の動きが明確になる。検察の不誠実な対応を許さず、大野裁判長の時代に鑑定と鑑定人尋問の実現の見通しを立てさせていかなければならない。

裁判官による事実調べの実現が再審開始のカギであり、裁判所が世論を無視できないような鑑定と鑑定人尋問実現に向けた社会的うねりを裁判所のある東京の地で様々な媒体を活用し、創意工夫をしながらつくっていかなければならない。

私たちは、「狭山事件の第 3 次再審請求で事実調べを求める緊急署名運動を軸に様々な取り組みを展開してきた。全国では 51 万を超える署名を獲得し、東京では 1 万筆以上の署名を達成した。署名運動を軸にした取り組みは、部落差別に基づくえん罪事件である狭山事件について着実に社会的関心を高めつつある。しかし、まだ裁判所を事実調べに踏み切らせるまでには至っていない。引き続き、裁判所を動かす世論の構築に向けた取り組みを強化していかなければならない。

狭山東京実行委員会は、不退転の決意をもって第三次再審での決着を訴える石川さんの思いを受け止め、石川無実・再審開始のさらなる世論高揚を図り、第三次の闘いで何としても再審開始決定を勝ち取っていく決意である。そして本日、狭山東京集会を開催し、再審勝利への思いを一つにして最後まで闘い抜くことを確認した。地域・職場での SNS 等での発信、学習会の開催、高裁前アピール行動、狭山現地調査、要請ハガキ運動等の取り組みを強め、部落差別と冤罪を許さないネットワークをさらに拡大し署名数の拡大をはかり、部落差別と冤罪を許さない世論の声を東京高裁に集中させていこう。

右、決議する。

2023年9月22日

狭山事件の再審を求める東京集会

参加者一同